

十十九 二一	八七六五	四	三二一	条成省
の経利行 払過行 込利価 み子率格日	発発 振額最払發 替低込行 単額面金 位金額額	發行 方法 法	用振の法發号名 等替條律行稱 法項及の及 のび根及び 適そ拠記	平件十令國財 成等六第債務 十を年三省告 六次三十發行 年月号行示第 四と二月等第 月おり十五第ニ 九日告日七百八 日示に第ニ号 示す發三省 する行項令 。しのへ た規昭 利定和 付に五 国基十 債づ七 のき年 の發大 行平藏
たに日年額平す額の振 金加本〇面成るの記替 額え郵・金十。整載法 を、政六額六 第次公パ百年 十の社一円三 八算総セに月 号式裁ンつ二 にはトき十 規よ、百五 定り払円日 す算込六 る出金 期し額	五千額險項律日機用「成社条二財回利 万百面資第第本關を振十債第十政」付 円三金金五九郵は受替三等一六融 十額に号十政日け法年の項年資 億でよに七公本る「法振法資 六千る規号社銀もと律替律金 千百引定「法行のい第に第特 七三受す第へととう七關 百十けるニ平すし。十す 八億簡十成る、の五る 十円易四十。そ規号法 万生条四の定。律 円命第年振の以へ 保三法替適下平			財務大臣 （五年） 谷垣 三禎 十和 一五

日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{5}{365}$$

十三 初期利子

す 次そが金と平
る号の銀額し成
期及翌行を、十
日び営休支次六
に第業業払の年
つ十日日う算九
い五にに。式月
て号支当たに二
同じに払ただよ十
じおうるしり日
いへと、算を
て以き支出支
規下は払し払
定、期た期

$$\text{額面金額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

十八 十十
七六五

払 払 元 償 償
込 場 利 還 返
期 所 金 金 期
日 支 額 限 子 以

平 日額平利てを毎
成 本面成子、支年
十 銀金二をそ払三
六 行額十支の期月
年 百一払日と二
三 円年う以し十
月 に三。前、日
二 つ月 六各及
五 き二 月支び
百 月支び
円 九間払九
日 に期月
属 に二
す お十
る い日